

入札心得及び注意事項

下記事項を遵守の上、入札に参加して下さい。

(入札にあたって)

1. 定められた時間までに入室しない場合は、参加する意思が無いものとみなす。
2. 再入札を考慮して印鑑を持参するなどの準備をすること。
3. 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
4. 代理人は、委任状と印鑑を持参のこと。但し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当するものを入札代理人とすることはできない。

(入札書等)

1. 入札書、委任状は沖縄県財務規則(昭和47年規則第12号)等において定められたものを使用すること。
2. 入札金額は、算用数字で正確、丁重に記入する。二重書や訂正した数字、判読不明、または紛らわしい数字を記入すると入札無効となる。
3. 入札年月日は、入札日当日の日付とし、記名、押印は所定の箇所に正確に行う。
4. 入札者は、入札書を一旦入札函に投入した後は、開札の前後を問わず、該当入札の書き換え、引き替え又は撤退をすることができない。

(無効の入札)

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

1. 競争に参加する資格を有しない者のした入札。
2. 委任状を持参しない代理人のした入札。
3. 代理人が入札する場合で、委任状記載の代理人氏名記載・代理人使用印鑑押印のない入札。
4. 入札書の表記金額を訂正した入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札。
6. 同一人が同一事項に対してした2通以上の入札。
7. 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は、2人以上の代理をした者の入札
8. 不正行為のあった入札
9. その他入札に関する条件に違反した入札。

(入札の辞退)

1. 指名を受けた者は、入札執行に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
2. 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参、又は郵送(入札の前日までに到着するものに限る)して行う。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又は、その旨を明記した入札書を、入札執行をする者に直接提出して行う。
3. 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けない。